

## 三豊市広報紙広告掲載要領

平成 20 年 2 月 8 日

告示第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、三豊市広告事業実施要綱（平成 19 年三豊市告示第 51 号。以下「実施要綱」という。）及び三豊市広告事業実施基準（平成 19 年三豊市告示第 52 号。以下「実施基準」という。）に定めるもののほか、市が発行する広報紙（以下「広報みとよ」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の募集等)

第 2 条 広告の募集、受付及び掲載に係る事務は、入札等により三豊市と契約を締結した広告代理業を営む者（以下「広告取扱業者」という。）に行わせるものとする。

(広告の規格等)

第 3 条 広告の掲載箇所、枠数、規格及び掲載期間は次のとおりとする。

掲載位置	市が指定するページ
枠数	8 枠
枠の大きさ	縦 4 5 mm×横 8 5 mm
色	4 色刷り
掲載期間	最長単年度

(広告掲載の申込み等)

第 4 条 広報みとよに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、三豊市広報紙広告掲載申込書（様式第 1 号）に当該広告の見本を添えて、広告取扱業者に申し込むものとする。

2 前項の申し込みを受けた広告取扱業者は、申込内容が実施要綱、実施基準及びこの要領に反していないことを確認のうえ、その旨を記載した確認書を申込書等に添えて、市長へ提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第 5 条 市長は、前条に規定する広告掲載の申込みを受けたときは、必要事項を審査し、当該広告の掲載の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載の可否を決定したときは、速やかに三豊市広報紙広告掲載決定通知書(様式第2号)により、その旨を広告取扱業者を経由して通知するものとする。

3 前2項の場合において、広告掲載が適当と認める申込みが掲載募集枠数を超過する場合は、実施要綱第9条第2項により決定する。

(広告料金の納入)

第6条 広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、広告取扱業者が定める手続により、広告掲載料を広告取扱業者に支払うものとする。

2 広告取扱業者は、市が発行する納付書により、指定する期日までに広告掲載料を納入しなければならない。

(掲載原稿の提出等)

第7条 広告取扱業者は、掲載承認を受けた広告の印刷用原稿(完全な原稿をいう。以下同じ。)を、掲載予定号の前月の月初めの日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の印刷用原稿の作成に伴う費用は、広告取扱業者又は広告主の負担とする。

3 掲載広告の印刷校正は、広告取扱業者が行なうものとする。

4 掲載広告に関する責任は、広告取扱業者及び広告主が負うものとする。

(市ホームページの広報みとよの掲載)

第8条 市がインターネットに公開しているホームページ上に掲載する広報みとよには、広告を掲載しないものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成22年告示第91号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年7月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

三豊市広報紙広告掲載申込書

三豊市長 様

申込者 住所（所在地）

名称



代表者氏名

三豊市広報紙広告掲載要領第4条の規定により、次のとおり申し込みます。

広告媒体	広報みとよ
掲載期間	年 月号～ 年 月号
枠数	
広告の内容	
担当者氏名	
連絡先	TEL FAX E-mail

※ 同意事項

申込みにあたり、三豊市広告事業実施要綱及び三豊市広告掲載基準を遵守するとともに、三豊市が申込者の市税及び水道料金の納付状況の調査を行うことに同意します。

様式第2号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

三豊市広報紙広告掲載決定通知書

様

三豊市長



年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載について、下記のとおり決定しましたので、三豊市広報紙広告掲載要領第5条の規定に基づき通知します。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載する <hr/> <input type="checkbox"/> 掲載しない (理由)
広告媒体	広報みとよ
掲載期間	年 月号～ 年 月号
枠数	
原稿提出期限	年 月 日
その他	

- ・ 掲載位置は市が指定する。
- ・ 指定期日までに原稿を提出しない場合は、広告を掲載できません。